

宮古島市公告第48号

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定及び宮古島市都市計画公聴会規則第2条第1項の規定に基づき、宮古島市都市計画公聴会を開催するので、次のとおり公告し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年5月14日

宮古島市
上記代表者

宮古島市長 嘉数 登



一、都市計画原案の種類及び名称

宮古都市計画特別用途地区の変更
(大規模集客施設制限地区)

二、公聴会の開催日時及び場所

日時 令和8年6月17日（水） 午後6時30分開始
場所 宮古島市役所2階 大ホール

三、意見陳述の申し出の方法

公聴会において意見を述べようとする者は、令和8年6月2日（火）までに、意見の要旨及びその理由並びに住所、氏名を記載した公述申出書を都市計画課に提出すること。公述人となることができる者は、宮古島市に住所を有する者とする。

なお、意見陳述の申し出が無い場合は、公聴会を開催しない。

四、原案の縦覧期間及び時間

期間 令和8年5月19日（火）～令和8年6月2日（火）まで
[土・日・祝日は除く]

時間 午前9時～午後5時

五、原案の縦覧場所

宮古島市 建設部 都市計画課 都市企画係 （宮古島市役所3階）